

理事・監事及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等につき必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の役員等の報酬は、別表1のとおりとする。

(費用弁償等)

第3条 役員等が理事会、監査会及び評議員会の招集に応じたときは、別表2の費用弁償を支給する。

2 役員等が本会業務上のため出張したときは、その出張について別表3の旅費を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 第2条に定める報酬の年額は、4月1日から翌年の3月31日までを3月末に支給する。

2 会長が任期途中で交代した場合は、日割り計算により報酬を支給するものとする。

3 理事会、監査会及び評議員会の費用弁償はその都度支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

職 名	報 酬	
会 長	年 額	720,000円
会長以外の理事 監 事 評議員		7,000円 (1日)
		4,000円 (半日)

別表 2

職 名	費用弁償 (日当)
会長以外の理事 監 事 評議員	1,000円

別表 3

旅行先	交通費	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
南予地方局管内	実費	2,000円	職員の例による
南予地方局管内以外	実費	3,000円	職員の例による